

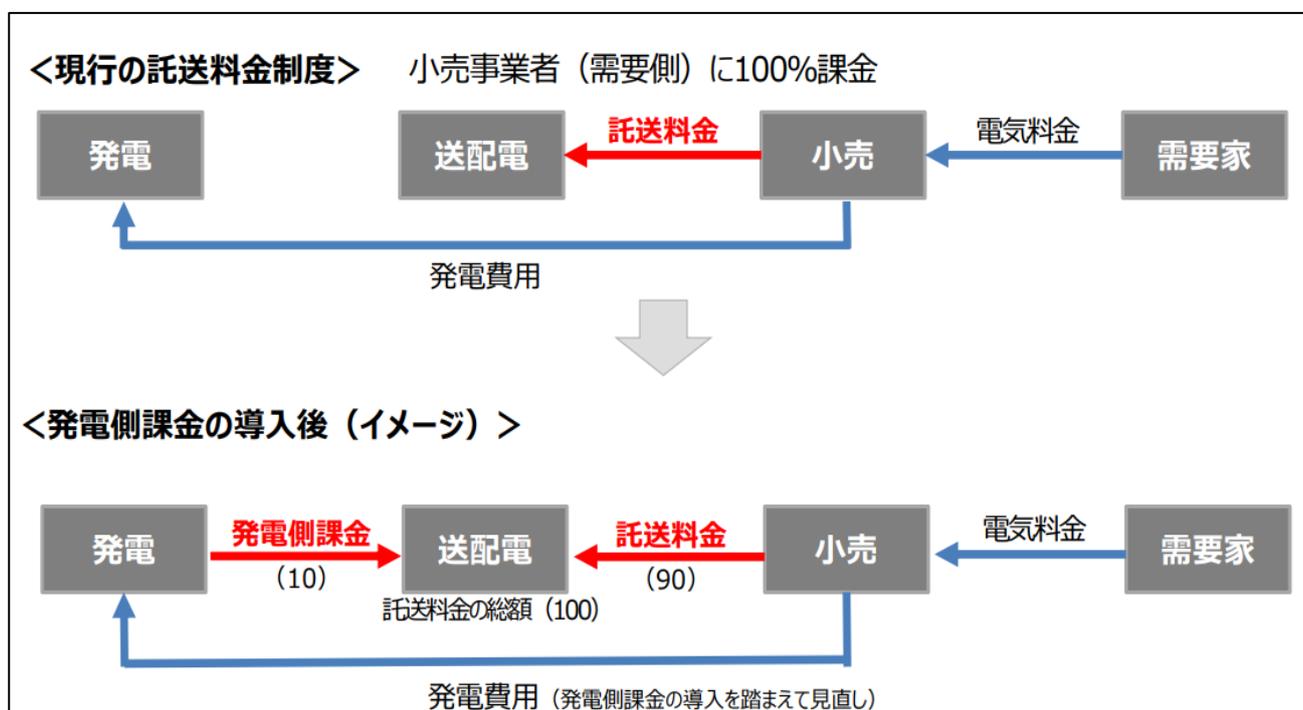
託送供給等約款の見直し概要

1. 発電側課金制度の導入

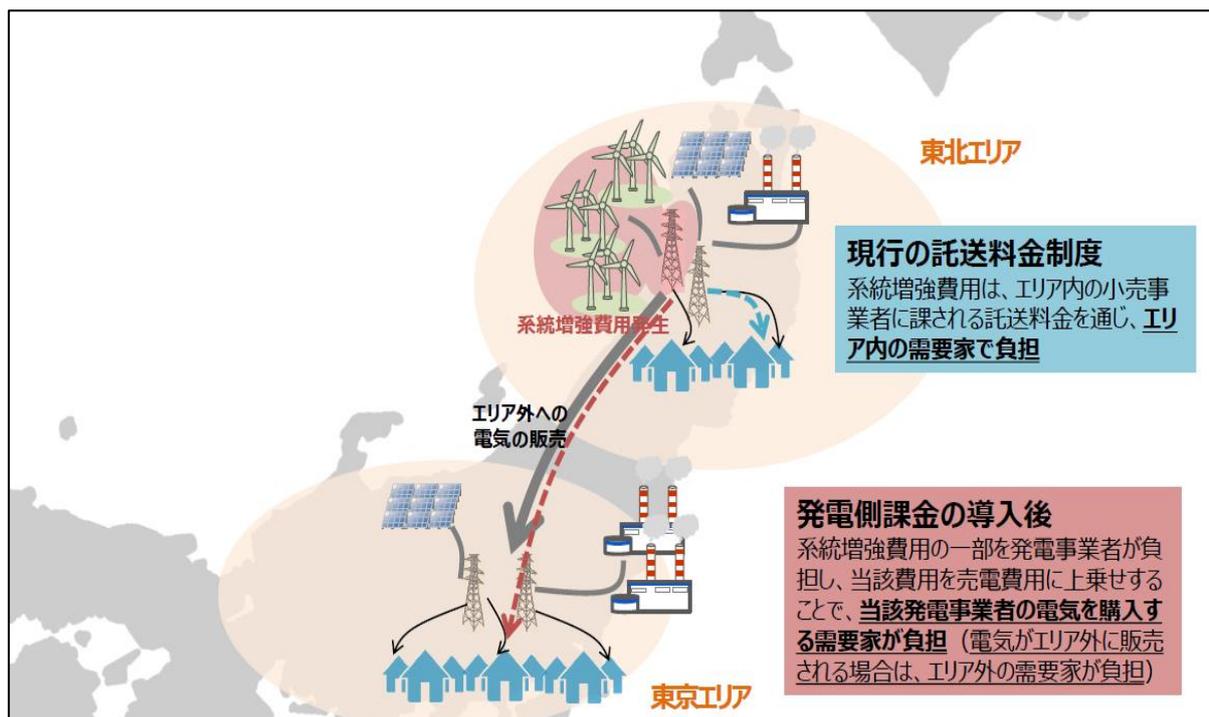
<発電側課金制度の概要>

- ・ 発電側課金制度は、システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売電気事業者のみにご負担いただいている送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、システム利用者である発電事業者にも一部のご負担を求め、より公平な費用負担とする制度であり、2024年度からの導入が予定されています。現行の託送料金制度では、再生可能エネルギー電源の導入などに伴うシステム増強費用は、当該エリア内の需要家にご負担いただくこととなっている一方、発電側課金制度の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアで発電された電気を利用する他エリアの需要家にもシステム増強費用をご負担いただくこととなります。
- ・ また、電源の需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源については、送配電関連費用に与える影響に応じて、発電側課金の負担額を軽減する措置を講じており、これにより、発電側に関連した送配電関連費用を抑制することが期待されます。

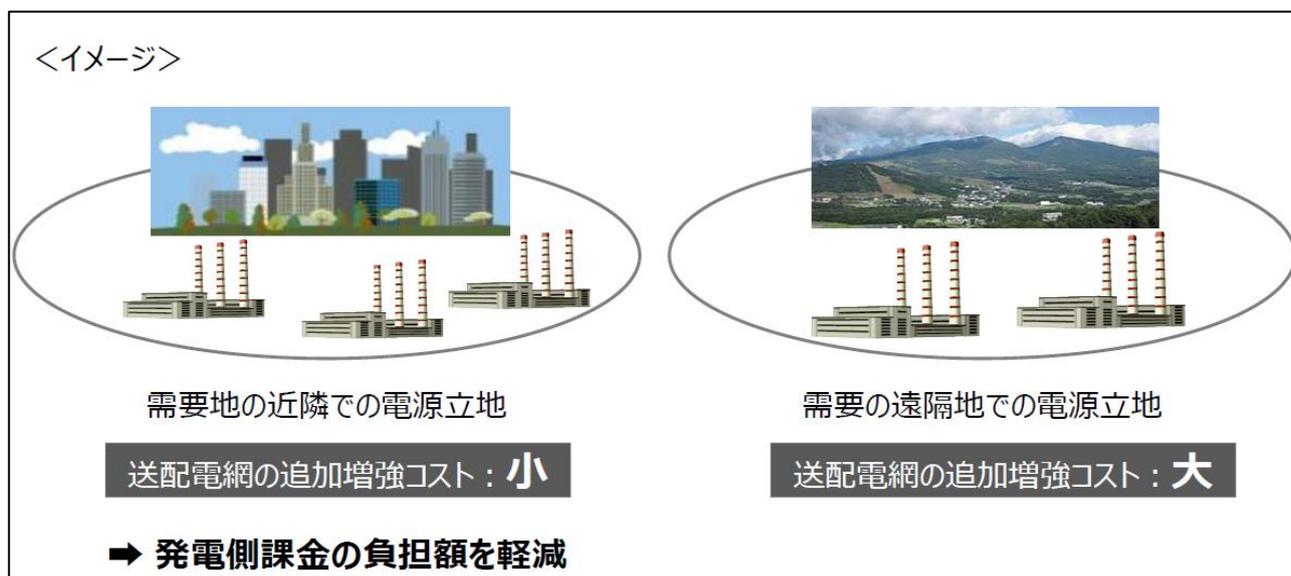
発電側課金制度の導入イメージ (2023年4月 制度設計専門会合 発電側課金について 中間とりまとめ概要より抜粋)



系統増強費用の負担イメージ (2023年4月 制度設計専門会合 発電側課金について 中間とりまとめ概要より抜粋)



送配電関連費用に与える影響に応じたインセンティブ設計のイメージ (2023年4月 制度設計専門会合 発電側課金について 中間とりまとめ概要より抜粋)



<発電側課金制度の課金対象>

- ・ 発電側課金制度の課金対象に関しては、受益と負担の観点から、また、特定の電源に有利・不利が生じないように、系統に接続し、かつ、系統側に余剰電気を流入（以下、逆潮）させている電源全てを課金対象とすることを基本とします。
- ・ ただし、以下の電源は課金対象外となります。
 - 最大受電電力・実際の逆潮がともに10kW未満の電源
 - 最大受電電力が10kW未満と小規模（例：住宅用太陽光発電設備）であり、実際の逆潮

が10kW未満の電源の場合は、他の電源に比べて送配電設備の維持・運用に係る追加費用を大きく増やすことは一般的には考えられないことから、当分の間、課金対象外とします。

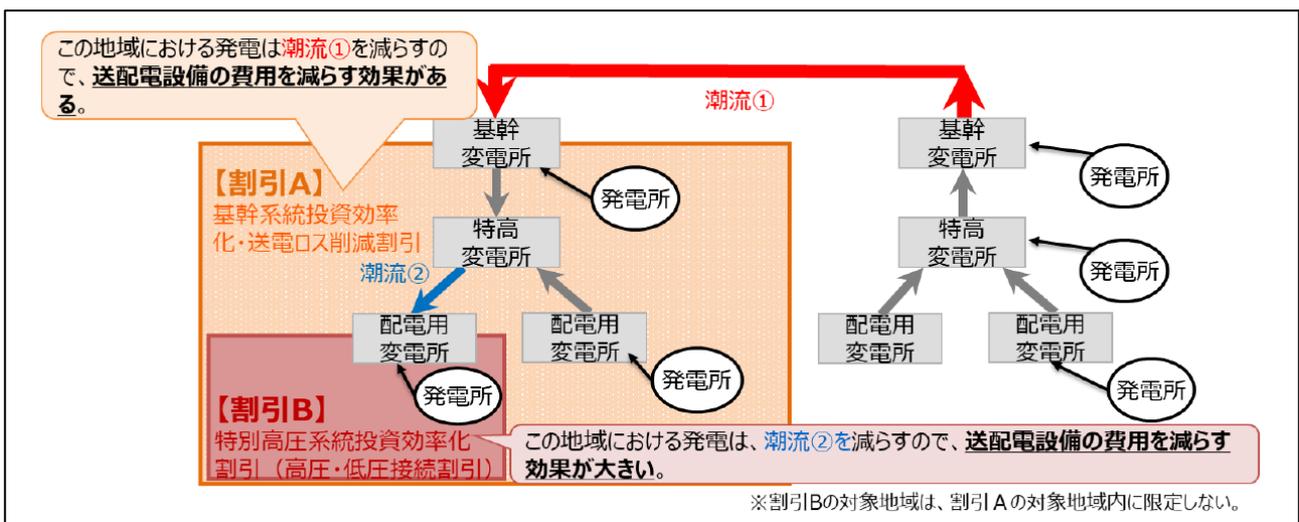
➤ 既認定FIT/FIP 電源

発電側課金制度の導入が再エネの最大限の導入を妨げないよう、既認定FIT/FIP 電源については、調達期間等が終了するまでは課金対象外とし、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とします。

<発電側課金制度における割引制度>

- ・ 発電側課金制度では、潮流改善に資する電源投資が進み、それが適切に維持されることで、より効率的な送配電投資につなげるとともに、より公平な費用負担とすることを目的に、割引制度があります。これは、電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させるものです。
- ・ 割引A、割引Bの2つの割引を設定しており、いずれの割引もkW課金部分を対象とします。

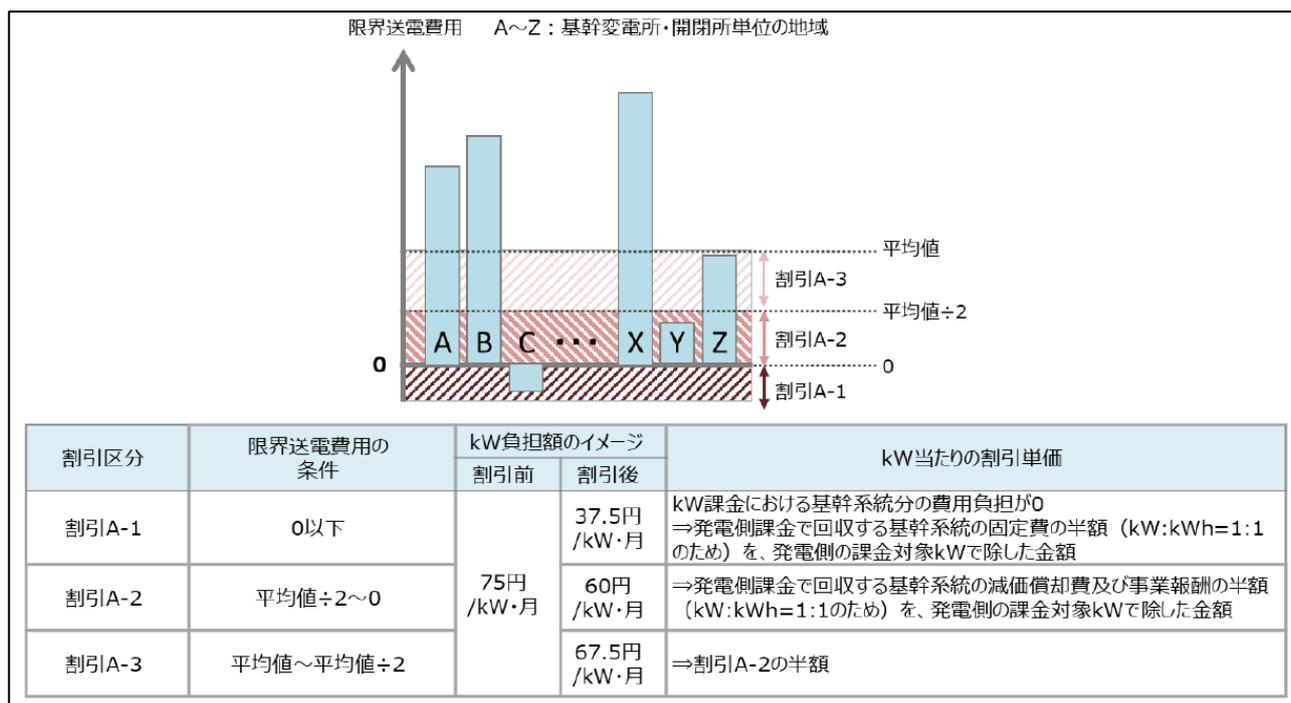
割引制度の概要 (2023年4月 制度設計専門会合 発電側課金について 中間とりまとめより抜粋)



○割引A（基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引）

- ・ 基幹系統の将来的な投資を効率化し、送電ロスを削減する効果のある電源について、発電側課金を割り引きます。
- ・ 具体的には、各供給エリア内で、基幹変電所・開閉所単位で見ると、相対的に限界送電費用（基幹系統の将来的な投資効率化効果と送電ロス削減効果の2つの評価の算定値を合計した値）が小さい地域に立地する全ての電源について、基幹系統の固定費の一部の費用負担を軽減します。
- ・ kW当たりの割引単価が高い順にA-1、A-2、A-3の3種類の割引を設定しており、限界送電費用が0以下となり費用削減効果が大きくなる地域をA-1、0を上回るかつ平均値の1/2を下回る地域をA-2、平均値の1/2を上回るかつ平均値以下の地域をA-3へそれぞれ区分しております。

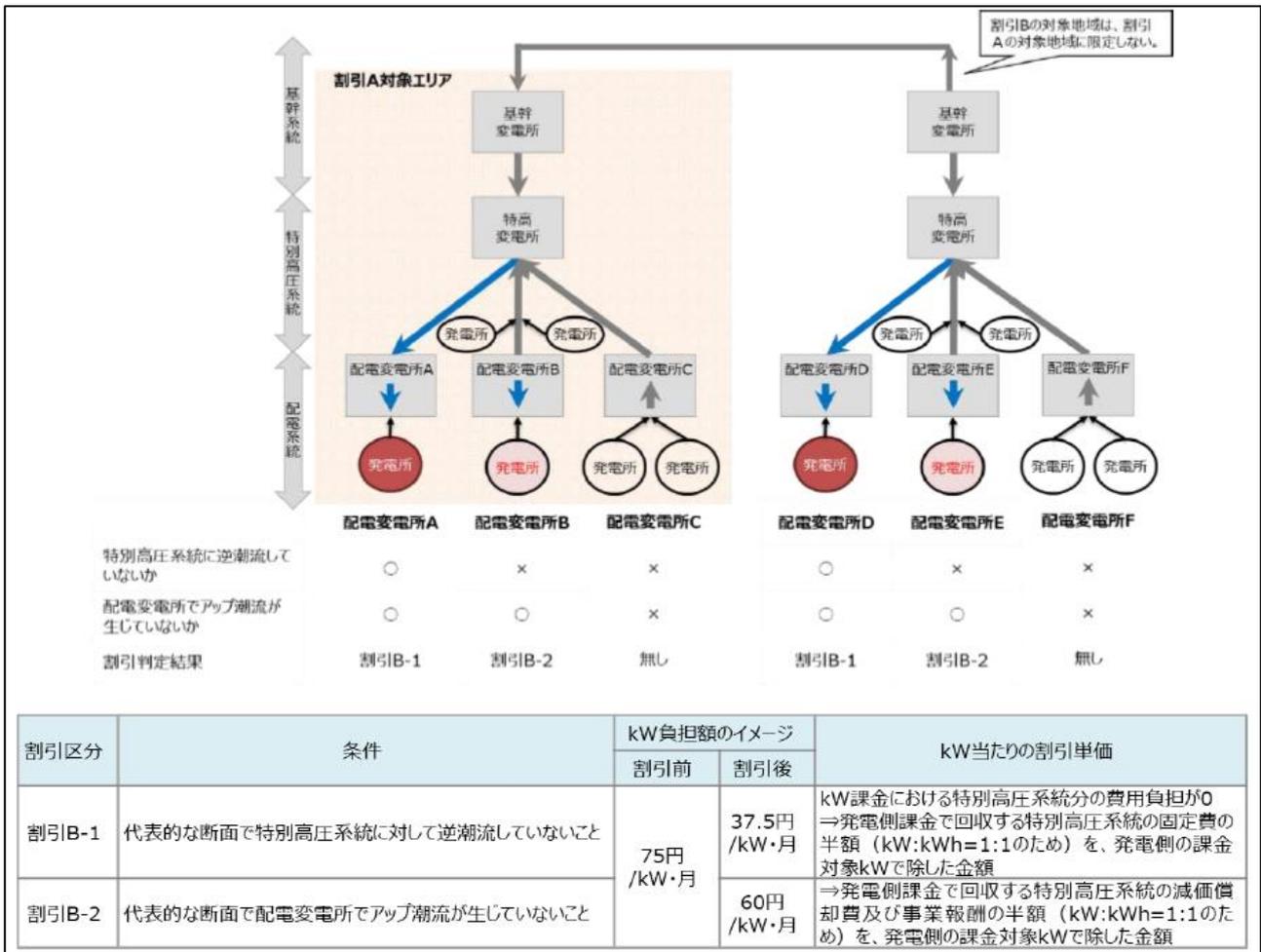
割引Aの判定方法・算定イメージ (2023年4月 制度設計専門会合 発電側課金について 中間とりまとめより抜粋)



○割引B (特別高圧系統投資効率化割引)

- ・ 特別高圧系統の将来的な投資を効率化する効果のある電源について、発電側課金を割り引きます。具体的には、高圧又は低圧に接続する電源のうち一定条件を満たす場合、特別高圧系統の固定費の一部の費用負担を軽減します。
- ・ 割引Bの対象地域については、代表的な断面において、配電用変電所でアップ潮流が生じていないことを条件とし、実際の系統の状況(送配電設備費用への影響)を反映すべく、配電用変電所単位で区分します。
- ・ kW当たりの割引単価が高い順にB-1、B-2の2種類の割引を設定しており、配電用変電所でアップ潮流が生じていない地域のうち、特別高圧系統に対して逆潮流していない地域をB-1、特別高圧系統に対して逆潮流している地域をB-2へそれぞれ区分しております。

割引Bの判定方法・算定イメージ (2023年4月 制度設計専門会合 発電側課金について 中間とりまとめより抜粋)



○近接性評価割引の廃止

- 近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に近接性評価割引を適用してきました。
- しかし、卸電力取引市場への販売や一般送配電事業者のエリアを越えた取引等には適用されないことに加え、新たに導入する割引制度と趣旨や割引の考え方が重複している面もあることから、発電側課金制度の導入に伴い、近接性評価割引制度は廃止することとします。
- ただし、発電側課金の制度導入時に近接性評価割引の適用を受けており、かつ新しい割引制度においてA-2・B-2割引を下回る電源については、2028年3月までの間は経過措置としてA-2・B-2割引を適用します。

<発電側課金制度に係る料金>

○系統連系受電サービス料金

	単位	申請単価 (税込)
基本料金	1kW ^{※1}	87 円 01 銭
基本料金 (離島のお客さま)	1kW ^{※1}	79 円 85 銭
電力量料金	1kWh ^{※2}	28 銭

※1 需要側の順潮 kW を上回る発電側の逆潮 kW 分が対象となります。

※2 当社の系統への逆潮 kWh 分が対象となります。

○系統設備効率化割引

割引区分		単位	申請単価 (税込)
割引A	A-1	1kW	30 円 86 銭
	A-2 (受電電圧が標準電圧 140,000V をこえる場合)	1kW	5 円 72 銭
	A-2 (受電電圧が標準電圧 140,000V 以下の場合)	1kW	11 円 44 銭
	A-3 (受電電圧が標準電圧 140,000V をこえる場合)	1kW	2 円 86 銭
	A-3 (受電電圧が標準電圧 140,000V 以下の場合)	1kW	5 円 72 銭
割引B	B-1	1kW	48 円 99 銭
	B-2	1kW	17 円 80 銭

2. 託送料金単価の見直し

○接続送電サービス料金

契約種別			単位	現行単価 (税込)	申請単価 (税込)	差引	
低圧	電灯定額接続送電サービス	電灯料金	10W まで	1 灯	37 円 51 銭	35 円 54 銭	▲1 円 97 銭
			10W をこえ 20W まで	1 灯	75 円 02 銭	71 円 09 銭	▲3 円 93 銭
			20W をこえ 40W まで	1 灯	150 円 05 銭	142 円 19 銭	▲7 円 86 銭
			40W をこえ 60W まで	1 灯	225 円 07 銭	213 円 28 銭	▲11 円 79 銭
			60W をこえ 100W まで	1 灯	375 円 12 銭	355 円 47 銭	▲19 円 65 銭
			100W をこえ 100W までごとに	1 灯	375 円 12 銭	355 円 47 銭	▲19 円 65 銭
		小型機器料金	50VA まで	1 機器	112 円 05 銭	106 円 17 銭	▲5 円 88 銭
			50VA をこえ 100VA まで	1 機器	224 円 08 銭	212 円 34 銭	▲11 円 74 銭
			100VA をこえ 100VA までごとに	1 機器	224 円 08 銭	212 円 34 銭	▲11 円 74 銭
	電灯標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	230 円 67 銭	230 円 67 銭	±0 銭
			SB・主開閉器契約	1kVA	152 円 24 銭	152 円 24 銭	±0 銭
			SB 契約：5A の場合	1 契約	76 円 12 銭	76 円 12 銭	±0 銭
			SB 契約：15A の場合	1 契約	228 円 36 銭	228 円 36 銭	±0 銭
		電力量料金	1kWh	7 円 48 銭	6 円 97 銭	▲51 銭	
	電灯時間帯別接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	230 円 67 銭	230 円 67 銭	±0 銭
			SB・主開閉器契約	1kVA	152 円 24 銭	152 円 24 銭	±0 銭
			SB 契約：5A の場合	1 契約	76 円 12 銭	76 円 12 銭	±0 銭
			SB 契約：15A の場合	1 契約	228 円 36 銭	228 円 36 銭	±0 銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	7 円 90 銭	7 円 36 銭	▲54 銭
			夜間時間	1kWh	7 円 14 銭	6 円 64 銭	▲50 銭
電灯従量接続送電サービス※1			1kWh	11 円 26 銭	10 円 76 銭	▲50 銭	
動力標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	731 円 97 銭	731 円 97 銭	±0 銭	
		主開閉器契約	1kW	461 円 14 銭	461 円 14 銭	±0 銭	
	電力量料金		1kWh	5 円 20 銭	4 円 54 銭	▲66 銭	
動力時間帯別接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	731 円 97 銭	731 円 97 銭	±0 銭	
		主開閉器契約	1kW	461 円 14 銭	461 円 14 銭	±0 銭	
	電力量料金	昼間時間	1kWh	5 円 48 銭	4 円 79 銭	▲69 銭	
		夜間時間	1kWh	4 円 97 銭	4 円 35 銭	▲62 銭	
動力従量接続送電サービス※1			1kWh	17 円 20 銭	16 円 54 銭	▲66 銭	

高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金		1kW	653 円 87 銭	653 円 87 銭	±0 銭
		電力量料金		1kWh	2 円 37 銭	1 円 84 銭	▲53 銭
	高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金		1kW	653 円 87 銭	653 円 87 銭	±0 銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	2 円 50 銭	1 円 93 銭	▲57 銭
			夜間時間	1kWh	2 円 26 銭	1 円 75 銭	▲51 銭
	高圧従量接続送電サービス※ ¹			1kWh	13 円 09 銭	12 円 55 銭	▲54 銭
ピークシフト割引※ ²			1kW	555 円 80 銭	555 円 80 銭	±0 銭	
特別高圧	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金		1kW	423 円 39 銭	423 円 39 銭	±0 銭
		電力量料金		1kWh	1 円 33 銭	91 銭	▲42 銭
	特別高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金		1kW	423 円 39 銭	423 円 39 銭	±0 銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	1 円 39 銭	94 銭	▲45 銭
			夜間時間	1kWh	1 円 28 銭	89 銭	▲39 銭
	特別高圧従量接続送電サービス※ ¹			1kWh	8 円 27 銭	7 円 85 銭	▲42 銭
ピークシフト割引※ ²			1kW	359 円 89 銭	359 円 89 銭	±0 銭	

※¹ 自己等への電気の供給（自己託送）を希望されるときに適用します。

※² 需要者が昼間時間から夜間時間または負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行った結果、1年を通じての最大需要電力等が夜間時間または負荷移行先時間に発生する場合等で、契約者と当社との協議が整ったときに適用します。

○臨時接続送電サービス料金

契約種別		単位	現行単価 (税込)	申請単価 (税込)	差引	
低圧	電灯臨時 定額接続 送電サー ビス	50VA まで	1 日	3 円 32 銭	3 円 15 銭	▲17 銭
		50VA をこえ 100VA まで	1 日	6 円 66 銭	6 円 30 銭	▲36 銭
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	1 日	6 円 66 銭	6 円 30 銭	▲36 銭
		500VA をこえ 1kVA まで	1 日	66 円 51 銭	63 円 02 銭	▲3 円 49 銭
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	1 日	66 円 51 銭	63 円 02 銭	▲3 円 49 銭
	電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kVA	電灯標準接続送電サービス 料金単価を 10% 割り増しし たもの		—
		電力量料金	1kWh	8 円 23 銭	7 円 67 銭	▲56 銭
	動力臨時定額接続送電サービス		1kW 1 日	101 円 61 銭	96 円 39 銭	▲5 円 22 銭
	動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電サービス 料金単価を 20% 割り増しし たもの		—
		電力量料金	1kWh	6 円 23 銭	5 円 46 銭	▲77 銭
高圧	高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービス 料金単価を 20% 割り増しし たもの		—
		電力量料金	1kWh	2 円 84 銭	2 円 20 銭	▲64 銭
特別 高圧	特別高圧 臨時接続 送電サー ビス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サー ビス料金単価を 20% 割り増 ししたもの		—
		電力量料金	1kWh	1 円 59 銭	1 円 10 銭	▲49 銭

・臨時接続送電サービスは、契約使用期間が 1 年未満の場合に適用します。

○予備送電サービス料金

契約種別		単位	現行単価 (税込)	申請単価 (税込)	差引
高圧	予備送電サービスA	1kW	87 円 62 銭	87 円 62 銭	±0 銭
	予備送電サービスB	1kW	109 円 20 銭	109 円 20 銭	±0 銭
特別	予備送電サービスA	1kW	71 円 13 銭	71 円 13 銭	±0 銭
高圧	予備送電サービスB	1kW	86 円 37 銭	86 円 37 銭	±0 銭

- 予備送電サービスは、契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。

予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

以 上